

厚生労働省
千葉労働局発表
平成28年6月30日
平成28年7月6日10時解禁

【照会先】千葉労働局職業安定部
職業安定課長 齋藤光子
職業安定課長補佐 神子真二
地方労働市場情報官 太田克明
電話 043-221-4081

報道関係者各位

県内第1号！ ユースエール認定企業を2社決定 ～認定通知書交付式を行います～

千葉労働局（局長 福澤義行）では、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（以下「若者雇用促進法」）に基づき、県内で初めて下記2社の企業に対し平成28年6月29日付でユースエール認定しました。

ユースエール認定制度は、平成27年10月1日施行の若者雇用促進法によって創設された、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。また、都道府県労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、助成金の加算措置などを受けることができます。

アシザワ・ファインテック株式会社（習志野市）

業 種：製造業
常時雇用労働者数：121人

株式会社イーエスケイ（木更津市）

業 種：情報サービス業
常時雇用労働者数：65人



【認定マークの解説】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を向上させていくイメージを表現しました。

【愛称（ユースエール）の解説】

若者（youth）を応援する（yellをおくる）事業主というイメージを表現しました。

【認定通知書交付式について】

日 時：平成28年7月6日（水）10時00分から

場 所：千葉労働局 局長室

（千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階）

※取材、撮影可。下記【参考】2により事前連絡をお願いします。

＜認定基準＞

以下 12 項目の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

1	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近 3 事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が 20%以下 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が 20 時間以下または週労働時間が 60 時間以上の正社員の割合が 5 %以下 ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が 70%以上または年平均取得日数が 10 日以上 ・直近 3 事業年度において、男性労働者の育児休業などの取得者が 1 人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が 75%以上
4	右の青少年雇用情報について公表していること ・直近 3 事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35 歳未満の採用者数・離職者数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの 制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得 者数（男女別）
5	過去 3 年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去 3 年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと
7	過去 3 年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去 1 年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

【参考】

1 認定通知書交付式の内容

- (1) ユースエール認定企業 認定通知書の交付
- (2) 記念撮影
- (3) 千葉労働局長との懇談会

2 取材連絡について

認定通知書交付式の取材は、別添「取材連絡票」を千葉労働局まで F A X 送付により、事前連絡をお願いいたします。

なお、事前連絡がなくとも当日の取材は可能ですが、会場スペース確保の関係上、可能な限り、事前連絡をお願いいたします。

取材連絡票

職業安定課 地方労働市場情報官 FAX : 043-202-5140

会社名	
取材担当者 連絡先	担当者 TEL FAX
認定企業への インタビュー希望	有 ・ 無
放映・発表予定日等	(日) 平成28年 月 日頃 (時間) 午前・午後 時 分頃 番組名・紙面等の予定 () 未定
交付式以外での 取材希望その他 連絡事項	

【取材についての問い合わせ先】

千葉労働局職業安定部職業安定課 地方労働市場情報官
電話043-221-4081

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」（4ページ参照）などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。  <認定マーク>
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます（裏面参照）。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率※から－0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 平成28年4月1日現在：中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikigiyou_m_t.html
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。

Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

<認定基準>

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下 ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上 ・直近3事業年度において、男性労働者の育児休業などの取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上※³
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁴	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可能であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※3 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※4 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

<若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置について>

1. キャリアアップ助成金

認定企業が35歳未満の有期契約労働者などを正規雇用などへ転換する場合、1人当たり最大60万円のところ、10万円を加算し70万円を支給する。 ※支給額は企業規模などにより異なります。

2. キャリア形成促進助成金

認定企業が「雇用型訓練コース」「重点訓練コース」を活用した場合、経費助成率を1/2から2/3に引き上げる。 ※助成率は企業規模などにより異なります。

3. トライアル雇用奨励金

認定企業が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大4万円のところ、5万円を支給する（最長3カ月間）。

4. 三年以内既卒者等採用定着奨励金

認定企業が、学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた場合、1人当たり最大70万円のところ、10万円を加算し80万円を支給する。

※支給額は企業規模などにより異なります。

各助成金の詳細については、厚生労働省ホームページ「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。各都道府県労働局へお問い合わせください。

URL : http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

雇用関係助成金

検索

<事業年度末に認定申請を行う事業主の方へ>

ーご注意ー

認定に当たっては認定日における直近の事業年度で要件を満たしている必要があり、要件確認のため、事業年度終了後 1 カ月以内に確認書類を提出していただく必要があります。

また、事業年度が 3 月末の事業主の方が 3 月に認定を受けた場合、新事業年度が開始した 4 月に改めて確認書類の提出が必要となります。

認定申請に当たっては各企業の事業年度も勘案の上、申請を行っていただくようお願いします。

<認定マークについて>

右の認定マークは、「ユースエール認定企業」であることを表すマークです。マーク中の「〇〇年度認定」は、認定を受けた年度を表しています。

認定企業は、事業年度ごとに認定基準を満たしているかの確認を受けることになっているため、認定基準をいつから満たし続けている企業なのかマークから分かります。



<認定マーク>

Q 新設企業などこれから認定取得を目指している企業への措置はありますか？

A 若者雇用促進法に基づく認定基準（数値基準等）を満たしていないものの、若者の採用・育成に積極的な中小企業について、都道府県労働局、ハローワークが積極的にマッチング支援を行う事業として「**若者応援宣言企業**」という制度があります。

若者応援宣言企業になるためには、

- ①若者対象の正社員求人・募集を行っており、
- ②若者の採用・育成に積極的に取り組み、
- ③一定の労務管理体制の要件を満たし※1、
- ④通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報※2を公表することが必要です。

※1 前ページの認定基準のうち、5以降の基準を満たすことが必要です。
※2 前ページの認定基準のうち、4の情報公表することが必要です。

Q 「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがありますか？

A 若者応援宣言企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	若者の職場定着が期待	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できます。これによって、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	ハローワークなどで重点的 P R を実施	厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」（4 ページ参照）などに企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加の機会が増加	就職面接会などの開催についてハローワークから積極的にご案内するので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援宣言企業」の使用が可能	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。※

※ 「若者応援宣言企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。
継続して「若者応援宣言企業」を宣言する場合は、改めて求人などを提出し、宣言基準の確認を受けてください。

❗ 若者応援宣言企業は、ユースエール認定企業と違い、助成金の加算措置や低利融資、公共調達における加算評価の対象とならないほか、認定マークも使用することができません。



認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。裏面の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。
また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。
詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

<「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」について>

全国のユースエール認定企業や若者応援宣言企業の情報を掲載しているサイトです。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、求職者に向けたメッセージなどを掲載することで、積極的な企業情報の発信と若者とのマッチングを促進していきます。



「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」

URL : <https://www.wakamono-saiyou-ikusei.go.jp/search/service/top.action>

ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム

検索

<企業情報（PRシート）例>

このような情報がユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システムなどに掲載されています。

ユースエール認定企業PRシート										
企業名		(フリガナ) カスミガセキセイサクショ						写真1		
所在地		〒111-1111 東京都千代田区豊ヶ岡0-0-0						写真2		
事業内容		金属・非金属材料を用いて、自動車部品のプレス、溶接、組立、塗装及び金型器具の設計・試作の加工から量産までの一貫生産を行っています。						写真3		
従業員数		200	設立年度	1995	事業所番号	2522-3456789				
正社員の募集、定着状況		新卒者等 ※1			新卒者等以外(35歳未満)			(社長) 「最先端の技術と真心でお客様の信頼に応え、より良い社会に貢献する」を社是としています。共感して下さる方のご応募をお待ちしています。 (先輩社員) 当社は若い人も多く、活気があります。社内はコミュニケーションが活発ですので、すぐに溶け込むことができると思います。分からないことがあれば丁寧に教えますので、何でも聞いて下さい！ 求める人物像・選考基準 ものづくりに興味のある方。協調性と意欲、向上心のある方。自ら考え行動できる方。まじめで集中力のある方。 福利厚生制度 各種社会保険完備、財形貯蓄制度、勤続表彰、単身用住宅 インターンシップ受入 (可)・(否) 実施できる内容：現場での実務研修 ・受入可能時期：1月 ・受入人数：20 職場見学・職場体験の受入 (可)・(否) 実施できる内容：会社概要の説明 ・受入可能時期：12月 ・受入人数：10 出張講話の可否 (可)・(否) 求人番号 11111-11111111 11111-11111111 11111-11111111 非正規の職場情報 ※5 女性育児休業取得率50% 所定外労働時間実績5時間 備考		
		募集状況 ※2	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前			3年度前
		採用者数	10	10	10	10	10			10
		離職者数	1	2	3	-	-			-
平均継続勤務年数		20.5 年		前年度の有給休暇の平均取得日数		10.0 日/年				
従業員の平均年齢 ※3		37.0 歳		前年度の月平均所定外労働時間		20.0 時間				
前年度の育児休業の取得状況 ※4		1 人/ 10 人 (男性) 20 人/ 20 人 (女性)		前年度の月平均所定外労働時間		(月平均) 20.0 時間				
役員・管理職の女性割合		(役員) 20.0 %		(管理職) 20.0 %						
研修制度		新人研修(入社前研修、各職場でのOJT社内教育、教育機関での講習受講)、安全教育								
自己啓発支援制度		技能免許取得費用負担								
キャリア・コンサルティング		キャリア・コンサルティング								
メンター制度		(有)・(無) 社内検定制度 社内検定制度(品質)								
企業HP		http://www.mhlw.go.jp/								
企業採用ページ		http://www.mhlw.go.jp/								

○事業所PRシートをご覧になった方へ！
この事業所PRシートは、35歳未満の方を対象とした内容(ユースエール認定企業)となっております。予めご了承下さい。
○事業所番号、求人番号はハローワークで求人を受け入れた場合に記載されます。なお、既に充足している場合、求人番号が空欄になるかリンク先においてその旨表示されます。

※1 新規学校卒業生及び就労3年以内の若者で新規学校卒業生と同等の処遇を行う正社員に就職をした者。
※2 正社員の募集を行った年度に○を付している。
※3 正社員の募集、定着状況及び平均継続勤務年数の参考値として任意の情報提供を求めている項目です。
※4 【男性】育児休業等の取得者数/配偶者が出産した男性労働者の数【女性】期間内の取得者数/出産した労働者数(対象者なしの場合は「-」)。
※5 非正規労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績等についての自由記述欄。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
(低利融資の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください)